

青森県報

第二千四十四号

平成十四年七月八日(月曜日)

目次

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	……………	(経営振興課)	…	一
土地改良事業計画変更の認可	……………	(農村整備課)	…	一
建設業者の許可の取消し	……………	(青森県土整備事務所)	…	二
出先機関	……………			
漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定	……………	(下北地方農林水産事務所)	…	二
右 同	……………			二
右 同	……………			三

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年七月八日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の一・二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 八戸臨海開発株式会社

八戸市沼館四丁目七の一・二

代表取締役 飛岡博明

2 福田道路株式会社

新潟県新潟市川岸町一の一五三の一

代表取締役 福田勝之

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十四年七月八日から同年八月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、福地土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十四年七月一日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十四年七月八日

青森県知事 木村守男

事業名 維持管理

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年七月八日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 株式会社佐々木建設工業
- 二 代表者の氏名 佐々木 重雄
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字小湊字新道四六の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特・一）第七四九五号
- 五 取消年月日 平成十四年六月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十四年六月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地方農林水産事務所告示第一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十四年七月八日

下北地方農林水産事務局長 竹内由昭

- 一 漁港の名称
白糠（焼山）漁港
- 二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線並びに の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域内の水域	船舶
の地点 白糠港焼山北防波堤灯台（北緯四一度〇五分五秒、東経一四一度二三分五七秒）	
の地点 の地点から三四四度七〇分八三・六メートル	
の地点 の地点から三四四度一〇分二八八・〇メートル	
の地点 の地点から七六度五〇分三四七・五メートル	
の地点 の地点から一五八度六〇分四八八・三メートル	
の地点 の地点から二五〇度二〇分三〇六・〇メートル	
の地点 の地点	

三 指定の適用期間

平成十四年七月十九日（同日に開催される予定の花火大会が同月二十日から同月二十八日までの間において順延される場合にあつては、当該花火大会が開催される日）午後七時から午後八時まで

下北地方農林水産事務所告示第一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二

号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十四年七月八日

下北地方農林水産事務所長 竹 内 由 昭

一 漁港の名称
下風呂漁港

二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
下風呂港北防波堤灯台（北緯四一度二八分〇五秒、東経一四一度〇五分五〇秒）から二八度〇〇分〇〇秒一〇〇メートルの地点を中心とする半径二〇〇メートルの円内の水域	船舶

三 指定の適用期間

平成十四年七月二十日（同日に開催される予定の花火大会が同月二十一日から同月二十七日までの間において順延される場合）あつては、当該花火大会が開催される日（午後八時から午後九時まで）

下北地方農林水産事務所告示第三号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十四年七月八日

下北地方農林水産事務所長 竹 内 由 昭

一 漁港の名称
白糠（白糠）漁港

二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
白糠港灯台（北緯四一度〇七分四八秒、東経一四一度三分五六秒）から三二四度三〇分〇〇秒一六四メートルの地点を中心とする半径九〇メートルの円内の水域	船舶

三 指定の適用期間

平成十四年七月十九日（同日に開催される予定の花火大会が同月二十日から同月二十七日までの間において順延される場合）あつては、当該花火大会が開催される日（午後七時三十分から午後八時三十分まで）

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭